

「伊東市立小中学校運営協議会規則」第 6 条の疑義について(メモ)

■疑義の内容

「伊東市立小中学校運営協議会規則」(以下「規則」という。)第 6 条に、「協議会は、第 5 条第 1 項の規定により承認した事項云々」があるが、規則第 5 条第 1 項は、「協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会に意見を述べることができる。」という規定であり、協議会の承認行為とは無関係な条文である。

よって、規則第 6 条はその意味が通らず、何を云わんとするのか意味不明である。あるいは、規則第 6 条の条文が正しいとするならば、規則第 5 条第 1 項の条文は、規則第 6 条との関連において意味不明となる。

* 別紙に規則の当該部分を示す。

■原因(推測)

あくまで推測であるが、規則第 6 条の「協議会は、第 5 条第 1 項の規定により」の部分は協議会は、第 4 条第 1 項の規定により」の誤りであり、従って規則第 5 条第 1 項の条文に誤りはないと思われる。

■対処

規則は、令和 4 年に公布され、この規則に基づき既にいくつかの市内小中学校に「学校運営協議会」が設置され稼働している状況に鑑み、もし、公布された規則に誤りがあった場合、意味不明な条文がこのまま放置されがあれば、実に由々しき問題であると思慮する。規則第 6 条の「協議会は、第 5 条第 1 項の規定により承認した事項」以外の大意は、「地域教育行政の組織と運営に関する法律」第 47 条の 5 第 5 項の趣意と密接に関連すると思われることから、適正な改正手続きによる速やかな規則の改正が必要であると思慮する。

以上

(別紙)

* 赤枠実線が疑義に関連する箇所。赤枠破線が原因(推測)に関連する箇所

* 伊東市の「Reiki-Base 検索システム」(令和6年3月21日現在内容)より印刷

2024/07/07 10:33

伊東市立小中学校運営協議会規則

EE-01 TORIASOS

○伊東市立小中学校運営協議会規則 令和4年2月17日

伊東市教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の規定に基づき伊東市立小中学校に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の取組)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、伊東市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、校長の権限及び責任の下、保護者、地域住民、学校の運営に資する活動を行う者及びその他の関係者(以下「保護者等」という。)の学校運営への参画、支援並びに協力を促進することにより、対象学校と保護者等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、法第47条の5第1項ただし書の規定に基づき、伊東市立学校設置条例(昭和39年伊東市条例第29号)別表第1及び別表第2に掲げる学校ごとに一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長及び保護者等の意見を聞くものとする。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 校長は、次の各号に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標及び運営方針

(2) 教育課程の編成に関する基本方針

(3) その他学校運営に関する基本方針

2 校長は、前項の規定により承認を得た事項に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会に意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の個人に係るものを除く。)について、教育委員会に意見を述べることができる。ただし、対象学校の職員が法第37条第1項に規定する県費負担教職員である場合には、教育委員会を経由して、静岡県教育委員会に意見を述べるものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は静岡県教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

(協議の結果に関する情報の提供)

第6条 協議会は、第5条第1項の規定により承認した事項に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援について、保護者等の理解を深めるとともに、対象学校、保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は10人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。ただし、2以上の学校で1の協議会を指定する場合にあっては、15人以内とする。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 校長

(5) 学識経験者

(6) その他教育委員会が適当と認める者

2 校長は、委員として適当と認める者を教育委員会に推薦することができる。

3 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する特別職の職員とする。(第1項第4号に掲げるものを除く。)

(服務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員の職の信用を傷つけ、又は、委員の職全体の不名誉となる行為を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)